各部課室

各出先機関

行する。 三月奈良県訓令甲第十一号) 特別の形態によつて勤務する必要のある職員の勤務時間に関する規程 の一部を次のように改正し、 平成二十九年四月一日から施 (昭和四十八年

平成二十九年三月三十一日

奈良県知事 荒 井 正 吾

別表奈良県橿原文化会館の項の次に次のように加える。

美術館 奈良県立 養術館 務する者 る者 動															
						長が定める。	を超えない範囲内において、所属	一週間当たり三十八時間四十五分							
長が定める日	に毎週一回所属	)及び職員ごと	い休日でない日	その日に最も近	日後において、	る場合は、その	という。)であ	(以下「休日」	に規定する休日	第百七十八号)	和二十三年法律	関する法律(昭	が国民の祝日に	月曜日(その日	

別表橿原考古学研究所の項中

長が定める。 を超えない範囲内において、所属一週間当たり三十八時間四十五分

を

右

観光局ならの観光力向上課の項の次に次のように加える。 客交流館 国人観光 奈良県外 勤務する者 客交流館に 外国人観光 同 に改め、 右 同表奈良県立美術館の項を削り、 同 右 同表地域振興部 同